

(別添)

事 務 連 絡
平成 27 年 11 月 5 日

茨城県保健福祉部長 殿

厚生労働省老健局総 務 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

台風 18 号（平成 27 年 9 月 7 日から同月 11 日までの間の暴風雨及び豪雨）に
よる災害に伴う介護報酬上の取扱いについて

平成 27 年 9 月 7 日から同月 11 日までの暴風雨及び豪雨による災害発生に関し、介護サービスに係る取扱いについては、これまで「災害により被災した要介護高齢者等への対応について」（平成 27 年 9 月 10 日付け厚生労働省老健局介護保険計画課ほか事務連絡）でお示ししてきたところであるが、今回の災害の被害が甚大であること等に鑑み、この度、介護報酬上の取扱いについて特例的に別紙のとおりとすることとしたので、管内市町村、サービス事業所等に周知をしていただくようお願いする。

1 被災のために介護保険施設等の入所者が一時的に別の介護保険施設等に避難した場合の取扱いについて
--

(回答)

災害時に別の介護保険施設等に避難する場合は、たとえ一時的な場合であっても、入退所等の手続きを行い、避難先の介護保険施設等において施設介護サービス費等を請求する取扱いが原則であり、それに則した手続きを行うことが求められる。

一方、今回の極めて甚大な被災状況に鑑み、一時的に別の介護保険施設等に避難し、被災前の施設と同様のサービスが提供されている場合については、被災前の施設が介護給付費を請求することを可能とする。

この場合、避難先において事故が発生した場合等の責任関係を明らかにする観点から、この点について、被災前の介護保険施設等と避難先の介護保険施設等との間で取り決めを行うとともに、その内容について入所者等に対し説明を行うこと等の適切な対応が必要となることに十分留意すること。ただし、当該手続きについては、事後的に行う等の柔軟な対応をすることも可能である。

なお、避難先に受入に伴う費用が生じている場合には、避難先の施設と必要な調整を図って対応していただきたい。

2 被災した施設の加算算定の適用について
3 個室以外でのユニットケア及び従来型施設等に避難した場合の介護報酬の取扱いについて

(回答)

一時的に別の介護保険施設等に避難した場合における加算等については、避難先の介護保険施設等において、当該加算等に相当するサービスが提供されている場合は、当該加算等の算定を可能とする取扱いとする。

4 居宅介護支援の介護支援専門員 1 人当たりの取扱い件数

(回答)

介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数の上限を設ける規定はなく、居宅介護支援費の取扱件数が 40 未満については居宅介護支援費（Ⅰ）を、40 以上 60 未満の部分については居宅介護支援費（Ⅱ）を、60 以上の部分については居宅介護支援費（Ⅲ）を算定していただくこととしている。